

第2回 栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について(書面開催)

宇都宮交通圏については、「特定地域の指定等について(平成27年1月30日国自旅第305号)」に基づき該当状況を確認したところ、特定地域の指定基準に該当しているため、協議会設置要綱第5条第15項の規程に基づき協議会を書面開催することとしましたので公表いたします。

本来であれば、会議を開催した上で、ご審議いただくところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回は書面開催とさせていただきました。

なお、新たに協議会の構成員として加入されたい方は、開催日(書面発送日)の3日前(令和4年2月25日・金曜日)までに下記の問い合わせ先へお申し出願います。

記

1. 開催日時 令和4年2月28日(月)書面発送
2. 予定している議題
 - (1) 宇都宮交通圏タクシー特定地域の指定に係る意向調査について
 - (2) 宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について

本件に関する
お問い合わせ先

栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人 栃木県タクシー協会
鉢村 TEL : 028-658-2411